

医療法人社団 敬寿会 訪問看護ステーション 敬寿

重要事項説明書及び契約書

令和7年4月改定

1. 当事業所の概要

(概要)

名 称	訪問看護ステーション 敬寿
所 在 地	宮崎市本郷北方字池田4043-1
電 話 番 号	0985-56-6633
管 理 者 名	佐藤直子
サ ー ビ ス 種 類	訪問看護
介護保険指定番号	4560190086号
医療保険指定番号	190086号
サービス提供地域	宮崎市

(職員体制)

	資格	常勤	非常勤
管 理 者	看護師	1名	—
従 事 者	看護師等	2名	1名
	理学療法士等	0名	1名
合計		3名	2名

(サービス提供時間)

平 日 ・ 土 曜 日	午前8時30分 ～ 午後5時30分
休 日	日曜日・年末年始（12月31日～1月3日）

※上記時間外においても、ご希望があれば訪問いたします。（24時間看護体制契約者様に限ります）

2. 連絡窓口（利用相談・利用中止・苦情等）

電 話 番 号	0985-56-6633
担 当 者	佐藤直子
受 付 時 間	午前8時30分 ～ 午後5時30分

○ ご相談に関しては、各市町村でも受け付けておりますので、ご利用ください。

宮崎県福祉保健部長寿介護課	0985-26-7058
清武総合支所地域市民福祉課	0985-85-1104
宮崎県国民健康保険団体連合会相談窓口	0985-35-5301

3. 事業の目的及び運営方針

(1) 目的

在宅療養中の方に対して、安心して快適な生活を送ることができるよう、介護保険及び医療保険制度に基づき、サービスの提供を行うことを目的とします。

(2) 運営方針

- ・利用者が住み慣れた地域や家庭で生活できるよう、家族と共に支援し、心身の機能の維持・回復を図り、生活の質の向上に努めます。
- ・各市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

※支給限度額を超えた場合は、全額自己負担（10割）となります。

4. 主なサービス内容 ※詳細は次ページをご参照ください。

- (1) 症状・障害の観察
- (2) 医療的処置の実施・相談指導
- (3) 日常生活の支援
- (4) 服薬管理
- (5) リハビリテーションの実施・相談
- (6) 療養生活指導
- (7) ターミナルケア
- (8) 認知症・精神障がい者の支援
- (9) ご家族の相談・支援

5. サービス提供対象者

(介護保険対応)

○介護認定を受けられた方（要支援1～要介護5）

(医療保険対応)

○介護認定で非該当の方または介護認定を受けていない方

○疾病の急性増悪などで主治医が特別な訪問の指示があった方

○癌末期・特定疾患の方

6. 利用料金

(1) 介護保険適用（利用者様のご負担は1割～3割）：要支援の場合

サービス提供時間	料金（1回につき）＊1単位 10円	
20分未満(予訪看Ⅰ1)	303単位	
30分未満(予訪看Ⅰ2)	451単位	
30分以上60分未満(予訪看Ⅰ3)	794単位	
1時間以上1時間30分未満(予訪看Ⅰ4)	1,090単位	
理学療法士による訪問20分未満(予訪看Ⅰ5)	284単位	
その他の加算	料金	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3単位／回	
早朝時間帯訪問（午前6時～8時）	基本単位数の25％を加算	
夜間時間帯訪問（午後6時～10時）		
深夜時間帯訪問（午後10時～午前6時）	基本単位数の50％を加算	
初回加算：初回月のみ	300単位（退院日当日の場合：350単位）	
長時間訪問看護加算	300単位／回	
緊急時訪問看護加算Ⅱ	574単位／月	
特別管理加算（Ⅰ）	500単位／月	
特別管理加算（Ⅱ）	250単位／月	
ターミナルケア加算（死亡月のみ）	2,500単位	
退院時共同指導加算	600単位／回	
複数名訪問加算（看護師ふたりの場合）	30分未満	254単位／回
*基本サービスに追加（例:予訪看Ⅰ2・複11）	30分以上	402単位／回

(1) 介護保険適用（利用者様のご負担は1割～3割）：要介護の場合

サービス提供時間	料金（1回につき）＊1単位 10円	
20分未満(訪看Ⅰ1)	314単位	
30分未満(訪看Ⅰ2)	471単位	
30分以上60分未満(訪看Ⅰ3)	823単位	
1時間以上1時間30分未満(訪看Ⅰ4)	1,128単位	
理学療法士による訪問20分未満(訪看Ⅰ5)	294単位	
その他の加算	料金	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3単位／回	
早朝時間帯訪問（午前6時～8時）	基本単位数の25％を加算	
夜間時間帯訪問（午後6時～10時）		
深夜時間帯訪問（午後10時～午前6時）	基本単位数の50％を加算	
初回加算（初回月のみ）	300単位（退院日当日の場合：350単位）	
長時間訪問看護加算	300単位／回	
緊急時訪問看護加算Ⅱ	574単位／月	
特別管理加算（Ⅰ）	500単位／月	
特別管理加算（Ⅱ）	250単位／月	
ターミナルケア加算（死亡月のみ）	2,500単位	
退院時共同指導加算	600単位／回	
複数名訪問加算（看護師ふたりの場合）	30分未満	254単位／回
*基本サービスに追加（例：訪看Ⅰ2・複11）	30分以上	402単位／回

【サービス内容 詳細】

1. 病状・障害の観察：血圧、体温、脈拍等の測定、心身の状態を観察し異常の早期発見や再発防止に努めます。
2. 医療的処置の実施・相談指導：在宅酸素療法、吸引、膀胱留置カテーテル管理、ストーマケア、床ずれ予防、処置、点滴・中心静脈栄養法、胃瘻管理、ご本人またはご家族にあった介護技術指導を行います。
3. 日常生活の支援：食事、排泄の援助、入浴・清拭・洗髪など身体の生活に関する援助、皮膚のトラブルや関節の動きなどを観察し、処置を行います。
4. 服薬管理：薬の効果確認や副作用の観察、服薬に関する助言を行います。
5. リハビリテーションの実施・相談：座位、立位、歩行、可動域訓練、筋肉増強運動など医師や理学療法士と連携し効果的なリハビリを行います。
6. 療養生活指導：日常生活のリズムを整え、悪化の予防、健康状態の改善を図ります。
7. ターミナルケア：痛みや倦怠感・苦痛緩和の看護・医療処置を行い、ご本人の希望に添えるよう調整します。
ご家族の介護負担を軽減して、ご本人にとって安全で安楽な看護方法を助言し、緊急時の対応を行います。
8. 認知症、精神障がい者のケア：心身の状態観察、服薬、コミュニケーションの援助や生活リズムの調整など助言と看護を行います。
9. ご家族の相談・支援：遠慮なくご相談ください。
10. かかりつけ医、サービス業者との連携・調整：病状に関して、主治医・ケアマネージャー・サービス業者・行政などと連携を取りより自立した生活が送れるように相談・助言を行います。

(2) 医療保険適用の場合 (利用者負担は各保険の負担額による)

基本療養費		基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費Ⅰ 療養費Ⅱ2人まで	週3日以内	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
基本療養費Ⅱ (同日3人以上)	週3日以内	2,780円	278円	556円	834円
	週4日以降	3,280円	328円	656円	984円
基本療養費Ⅲ	入院中の外泊時	8,500円	850円	1,700円	2,550円

管理療養費	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
2日目以降	2,500円	250円	500円	750円

その他の加算	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算(重度)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
複数回訪問看護加算 1日2回 1日3回	4,500円	450円	900円	1,350円
	8,000円	800円	1,600円	2,400円
複数名訪問看護加算 (週1回)	看護師等	4,500円	450円	1,350円
	看護補助者	3,000円	300円	900円
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
長時間訪問看護加算(週1回)	5,200円	520円	1,040円	1,560円
訪問看護情報提供療養費(1~3)	1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	4,200円	420円	840円	1,260円

(3) 実費(保険適応外)

交通費(一回につき)	往復5km未満	50円
	往復10km未満	100円
	往復20km未満	200円
	往復20km以上	300円
時間外サービス(17:30~翌朝8:30)	訪問30分につき	500円
休日加算(日曜日・年末年始)	訪問1回につき	500円
長時間加算(2時間を超える訪問)	30分毎	500円
訪問看護と連携して行なわれる死後の処置	5,000円 + 使用物品代	
保険外サービス	30分毎	4,000円
消耗品(おむつ・衛生材料等)	全額実費	

7. 支払方法

口座引落もしくは集金(月末締の翌月お支払いとなります)、ご希望によっては銀行振り込みも可能です。ただし、振込み手数料は利用者様負担となりますので、ご了承ください。

8. その他

- ・医療保険者証や介護保険者証の内容に変更があった場合は、すぐにご連絡ください。
- ・ご利用者様の状態に応じてケアの内容に変更が生じた場合は、利用者および介護支援専門員の了解の下で居宅サービス計画が変更される場合があります。
- ・ご利用者様の都合によりお休みまたはキャンセルされる場合は、お早めにご連絡をお願いします。
- ・事業所の都合(他利用者の急変の対応など)により訪問日時が変更となる場合は、あらかじめご連絡し、ご利用者様の了承を得て訪問いたします。
- ・訪問中に容態の変化など、緊急事態が発生した場合には、主治医に連絡し往診依頼や指示を仰ぐ、あるいは、救急車を呼ぶなどの処置をとることがあります。
- ・ご家族が不在、また同居しておられない場合などには、速やかにご連絡いたします。
- ・主治医の指示のもと、緊急時の病院への搬送及び利用者やそのご家族が希望する場合、移動時の事故(職員が運転を実施)や、気分転換などの屋外での活動中の事故に関する責任は一切負えません。

【虐待防止等】

当事業所は、利用者様の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。またストレス対策を含む虐待防止に向けた取り組みや周知を行い、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施します。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
2. 虐待防止のための指針を整備します。
3. 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

【身体拘束等】

当事業所は、サービスの提供にあたって利用者様又は他の利用者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、利用者様・ご家族様へ「身体拘束等」の必要性を説明し、御納得された上で同意書に御署名いただきます。及びその態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

緊急やむを得ない場合とは・・・ ※以下のすべてを満たすこと

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。
 - ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。
 - ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります
- 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- 身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

個人情報の保護に関する取り扱いについてのお知らせ

訪問看護ステーション敬寿では、ご利用様が安心して訪問看護を受けられるように、ご利用様の個人情報の取り扱いに万全の体制で取り組んでおります。ご不明の点等ございましたら、当事業所へお気軽にお問い合わせ下さい。

★個人情報の利用目的について

当事業所では、ご利用様の個人情報を下記に記載した目的で利用させていただきます。

これら以外の目的で使用する必要がある場合、改めてご利用様の同意を頂くようにいたします。

★個人情報の訂正・利用停止について

当事業所が保有しているご利用様の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求める事ができます。調査の上、対応いたします。

★個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録やサービス提供記録などの閲覧や複写をご希望の場合、当事業所まで、お申し出下さい。なお開示には手数料がかかりますのでご了承下さい。

★相談窓口のご案内

ご質問やご相談は、当事業所の管理者までお気軽にお問い合わせください。

訪問看護ステーション敬寿

電話番号 0985-56-6633

管理者 佐藤直子

訪問看護ステーションにおけるご利用様の個人情報の利用目的

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

★当事業所内での利用

- ・ご利用様に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・医療保険・介護保険請求等の事務
- ・会計・経理等の事務
- ・事故などの報告・連絡・相談
- ・ご利用様への看護サービスの質の向上（ケア会議、研修）
- ・その他、ご利用様に关わる事業所の管理運営業務

★その他事業所への情報提供

・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業者との連携、照会への回答（ただし、サービス担当者会議等への情報提供はご利用様に文書で同意を得ます。）

- ・その他の業務委託
- ・家族等介護者への心身の状況説明
- ・審査支払い機関へのレセプト提出、審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保健等に関わる保険会社等への相談又は、届出等

★その他上記以外の利用目的

- ・看護サービス業務の維持・改善のため基礎資料
- ・訪問看護ステーションで行なわれる学生の実習への協力
- ・学会等での発表（原則、匿名化、匿名が困難な場合は利用者の同意を得ます）

*当事業所では、ご利用様へ安全でより良い看護サービスを提供するため、また他の居宅サービス等と連携をはかるために、サービス担当者会議などにおいて介護支援専門員や他のサービス担当者等に、個人情報を提供することがございます。なお個人情報の利用は、サービス提供に必要な範囲のみとし業務上知りえた個人情報は、漏らすことないように法律で義務付けられています。

重要事項及び個人情報利用同意書

私（家族を含む）は、本書面の事業者担当者より、重要事項及び個人情報利用の説明を受け、訪問看護の開始に同意します。

令和 年 月 日

<利用者様>

ご氏名 _____

ご住所 _____

<ご家族又は代理人>

ご氏名 _____

ご住所 _____

<事業者>

所在地 宮崎市本郷北方字池田 4 0 4 3 - 1 _____

医療法人社団敬寿会 訪問看護ステーション敬寿 _____

(事業所番号：4560190086)

管理者 佐 藤 直 子 印

担当者 _____ 印